

公益社団法人埼玉県社会福祉士会 諸規程の作成及び管理に関する規程

規程第5号

2012年11月22日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）における規則、規程、細則、要領及びガイドライン（以下「諸規程」という。）の作成、管理その他の基本事項を定め、諸規程の形式及び用語を統一し、業務の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本会の組織および業務の運営に関して文書によって定めたもののうち、名称等に関する用語を次のように定義する。

(1) 規則

本会の組織および業務の運営の基本を定めるもので、定款から委任されるなど特に重要なものとする。

(2) 規程

本会の組織および業務の運営の基本を定めるもので、定款又は規則から委任されるなど重要なものとする。

(3) 細則

規則・規程に定められた事項について、さらに詳細な内容を定めるものをいう。

(4) 要領

特定の業務における事務手続きなどについて定めたものをいう。

(5) ガイドライン

会の運営等に関し、会としての方針や、標準的な取り扱いを示すものをいう。

(制定・改廃)

第3条 諸規程の制定・改廃は次に定める機関の議決を経るものとする。

(1) 規則

総会

(2) 規程、細則、要領及びガイドライン

理事会

(作成基準)

第4条 諸規程の制定にあたっては次の点に留意する。

(1) 法令・定款に違反しないこと。

(2) 上位規程に定められた事項について、さらに詳細な内容を定める目的で制定されるものについては、目的等の中に上位規程の条文を明示してその委任関係を明確にすること。

(3) わかりやすく正確な内容、文章とすること。

(効力)

第5条 諸規程の制定・改廃は、当該諸規程に特段の規定がある場合を除いては、原則として施行の日をもって効力を生ずるものとする。

2 改正された諸規程は、新諸規程の施行の日をもって効力が消滅するものとする。

(公布の方法)

第6条 諸規程は、原則として会報等により公布し会員に周知するものとする。

(諸規程集)

第7条 公布された諸規程は、諸規程集に収録するものとする。

2 事務局長は、諸規程集の内容を整備し、常に最新の状態で維持管理しなければならない。

附 則

この規程は、2012年11月22日から施行する。